

Ⅲ 資 料

1. 教員の学外活動調査

1. 研修会や講座等の講師

県内各地で様々な研修会・講座等の講師として活動した。総従事時間は約365時間、受講者総数は約9,975人（マスメディアを介するものを除く）であった。

研修会・講座等の名称	テーマ	対象
神話のふるさと県民大学	日本書紀歌謡について	【一】
早稲田大学オープンカレッジ	日向神話と神楽	【一】
コンソーシアム宮崎	日向神話について	【一】
生目の杜 遊古館歴史文化講座	神武天皇の物語	【一】
南九州文化会誌発刊記念講演会	日向神話について	【一】
宮崎東中地区文化講演会	見て・感じて・学ぶ “いのちの大切さ”	【一】
出張！ひむかアカデミア（新富町教育委員会生涯学習課）	知っておきたい！災害への備え	【一】
出張！ひむかアカデミア（宮崎市赤江老人福祉センター）	睡眠に関すること（呼吸法に関すること・リラクゼーションを含む）	【一】
出張！ひむかアカデミア（宮崎市南部老人福祉センター）	睡眠に関すること（呼吸法に関すること・リラクゼーションを含む）	【一】
出張！ひむかアカデミア（南部老人福祉センター）	アンチエイジングを実践して健康寿命を延伸しよう ー 体力向上運動についてー	【一】
出張！ひむかアカデミア（川南町教育委員会教育課）	転倒予防等の介護予防運動の方法と実践 ー健康寿命の延伸に向けてー	【一】
出張！ひむかアカデミア（宮崎市赤江老人福祉センター）	びんころ講座 III □- 幸齢者を目指して -	【一】
出張！ひむかアカデミア（門川町地域包括支援センター）	認知症を切り口にした地域づくり	【一】
出張！ひむかアカデミア（日之影町保健センター）	認知症の家族・介護を必要としている家族向けの講演会	【一】
出張！ひむかアカデミア（門川町教育委員会）	現代に活かすナイチンゲールの教え	【一】
出張！ひむかアカデミア（宮崎市南部老人福祉センター）	ストレスへの対応・マインドフルネス	【一】
川南町 健康づくり講演会	ゲートキーパー養成講座	【一】
「宮崎いきいき健康体操」10周年記念講座	「体力測定×健康ウォーキング講座」ー実践！効果的な歩き方ー	【一】
地域貢献等研究推進事業：公開講座開催事業	「からだもこころも生き生き健康生活」①健やかな未来にむけて ～婦人科医からのアドバイス～	【一】
地域貢献等研究推進事業：公開講座開催事業	「からだもこころも生き生き健康生活」②健康寿命の延伸のために ③体験！いきいき健康体操	【一】
地域貢献等研究推進事業：認知症へエルスケアプログラムの開発 健康セミナー（綾町）	生活習慣の改善で認知症を予防しよう！	【一】
地域貢献等研究推進事業：認知症へエルスケアプログラムの開発 健康セミナー（宮崎市 本郷地区）	生活習慣の改善で認知症を予防しよう！	【一】
地域貢献等研究推進事業：認知症へエルスケアプログラムの開発 健康セミナー（宮崎市 赤江、清武、木花地区）	生活習慣の改善で認知症を予防しよう！	【一】
地域貢献等研究推進事業：高等教育機関の在校生における性と 生殖に関する支援事業	素敵な女性の生き方	【一】
地域貢献等研究推進事業：高等教育機関の在校生における性と 生殖に関する支援事業	月経に関する講演会	【一】
地域貢献等研究推進事業：高等教育機関の在校生における性と 生殖に関する支援事業	ライフプランを考える会	【一】
地域貢献等研究推進事業：更年期女性への健康支援事業	更年期を幸年期へ	【一】
木城町立木城小学校	ゆずり受けた大切な命～今まで、そしてこれからの自分の性 （いのち）について～	【一】
療育センター研修会	「子どもの発達と療育」	【看】
療育センター研修会	「ナイチンゲール看護論」	【看】
保健師の力育成事業（新任保健師研修）	面接相談技術	【看】
保健師の力育成事業（新任保健師研修）	感染症の基礎知識、PPE演習	【看】
保健師の力育成事業（フォローアップ研修）	保健活動に活かすための地域診断	【看】
保健師の力育成事業（中堅保健師研修）	保健師のためのデータ活用	【看】
保健師の力育成事業（キャリアアップ研修）	地域の健康データから課題をみつけよう	【看】
保健師の力育成事業（キャリアアップ研修・宮崎県保健師長会 合同研修会）	健康データから地域を見る	【看】
認定看護師ファーストレベル	文章表現	【看】
認定看護師セカンドレベル	文章表現	【看】
日本助産診断実践学会学術集会特別講演	日向神話と出産の伝承	【看】
宮崎県保健師助産師看護師実習指導者講習会	看護教育課程論	【看】
第5回日本助産診断実践学会学術集会	HPVワクチンと子宮頸がん	【看】
宮崎県助産師会講演会	HPVワクチンが重要である理由	【看】
県立病院等職員研修専門領域コース 「地域連携看護」研修	在宅看護	【看】
県内看護師養成所看護教員の訪問看護研修	訪問看護を必要とする社会背景	【看】

対象区分：【一】一般 【看】看護職者 【学】小中学校関係 【施】児童、高齢者等の施設職員 【他】その他

研修会・講座等の名称	テーマ	対象
訪問看護管理者研修（ベーシックコース）	訪問看護管理における看護管理実践計画	【看】
訪問看護師養成コアカリキュラム	訪問看護の概要	【看】
宮崎県看護協会：看護研究研修	はじめての看護研究	【看】
宮崎県看護協会	新人看護職員の理解に向けて	【看】
宮崎県看護協会 研修	ストレスフルな看護職へ～自分への思いやりを持つ～	【看】
宮崎県看護協会研修会	精神疾患の看護学的な捉え方	【看】
日本精神科看護協会（宮崎県支部）研修	看護の視点で考える精神科薬物療法	【看】
日本精神科看護協会研修会	精神看護における栄養支援～神経栄養学の視座より～	【看】
日本精神科看護協会研修会	精神科新人看護職員の臨床判断力育成セミナー	【看】
医療法人財団 青溪会 駒木野病院 研修	文献レビューについて	【看】
第9回びあカウンセリングナース初級養成研修	臨床倫理	【看】
児童精神看護研修講師	児童精神科看護	【看】
宮崎善仁会病院新人看護師研修会	対象へのかかわりを看護として成立させていくための思考を学ぶ	【看】
宮崎県立病院病院局看護師研修	看護するとはどういうことなのか～看護の思考過程を鍛えよう～	【看】
宮崎県認知症ケア専門士会	認知症看護の極意～ケアの根拠となる専門知識とは～	【看】
看護研究サポートプログラム	研究発表講評	【看】
出張！ひむかアカデミア（宮崎県国民健康保険連合会）	健診時の発声・発達の見方、観察のポイント	【看】
出張！ひむかアカデミア（宮崎市認知症地域支援推進員）	まちづくり、認知症（オンライン開催）	【看】
思春期教育	輝く未来に向かって	【学】
宮崎県 記紀みらい塾	日向神話に親しむ	【学】
全日本教職員連盟主催「令和4年度九州ブロック会議」	日向神話について	【学】
宮崎北中学校思春期ピアカウンセリング	思春期ピアカウンセリング	【学】
姫城中学校思春期ピアカウンセリング	思春期ピアカウンセリング	【学】
本庄中学校思春期ピアカウンセリング	思春期ピアカウンセリング	【学】
加久藤中学校思春期ピアカウンセリング	思春期ピアカウンセリング	【学】
真幸中学校思春期ピアカウンセリング	思春期ピアカウンセリング	【学】
徳北中学校思春期ピアカウンセリング	思春期ピアカウンセリング	【学】
岩臨中学校思春期ピアカウンセリング	思春期ピアカウンセリング	【学】
宮崎県保健主事研修会	児童生徒のメンタルヘルス	【学】
出張！ひむかアカデミア（宮崎市立宮崎南小学校）	教員の為のメンタルヘルセルフマネジメント	【学】
出張！ひむかアカデミア（延岡市立旭中学校）	思春期のメンタルヘルス	【学】
出張！ひむかアカデミア（小戸地域子育て支援センター）	育児力形成支援、愛着形成、自己肯定感を高める関わりについて	【学】
出張！ひむかアカデミア（宮崎県私学振興会）	①こころの健康、ストレスへの対処 ②コロナ禍で注意すべきこと、災害時の感染予防、感染者への配慮（幼児から学生までを中心に）	【学】
出張！ひむかアカデミア（飫肥小学校）	あなたそして私を大切にす“いのちの教育（性教育）”をめざして	【学】
国富町子育て講演会	あなたそして私を大切にす“いのちの教育（性教育）”をめざして	【学】
東児湯学校保健大会	あなたそして私を大切にす“いのちの教育（性教育）”をめざして	【学】
飫肥小学校：学校保健委員会	あなたそして私を大切にす“いのちの教育（性教育）”をめざして	【学】
日南市立鶴戸中学校（保護者向け講話）	思春期の子どもと向き合うために～思春期の身体とこころ～	【学】
宮崎市立生目台中学校：性教育講話	かけがえない大切な命～思春期の心と体～	【学】
宮崎市立西中学校：性教育講話	輝く未来のために～思春期の心とからだ～	【学】
日之影町立日之影中学校：性教育講話	輝く未来のために～思春期の心とからだ～	【学】
宮崎県立都城農業高校：性教育講話	あなた、そして私を大切にすること～性と生の問題から～	【学】
都城市立妻が丘中学校：性教育講話	輝く人になりましょう～思春期の皆さんに伝えたいこと～	【学】
都城市立庄内中学校：学校保健委員会講話	輝く人になりましょう～思春期の皆さんに伝えたいこと～	【学】
宮崎市立東大宮中学校：立志式講話	輝く人になりましょう～思春期の皆さんに伝えたいこと～	【学】
日南市立鶴戸中学校：性教育講話	輝く人になりましょう～思春期の皆さんに伝えたいこと～	【学】
小林立東方中学校：性教育講話	輝く人になりましょう～思春期の皆さんに伝えたいこと～	【学】

対象区分：【一】一般 【看】看護職者 【学】小中学校関係 【施】児童、高齢者等の施設職員 【他】その他

研修会・講座等の名称	テーマ	対象
西米良村立西米良中学校：3年生性教育講話	輝く未来に向けて 新たな一歩を踏み出す皆さんに伝えたいこと「性」と「生」を大切に	【学】
宮崎市立生目中学校：3年生性教育講話	輝く未来に向けて 新たな一歩を踏み出す皆さんに伝えたいこと「性」と「生」を大切に	【学】
木城町立木城中学校：3年生性教育講話	輝く未来に向けて 新たな一歩を踏み出す皆さんに伝えたいこと「性」と「生」を大切に	【学】
メディア安全講習会（学園木花台小学校）	スマホ・ネット・ゲーム 心とからだは大丈夫？	【学】
メディア安全講習会（大久保小学校）	スマホ・ネット・ゲーム 心とからだは大丈夫？	【学】
メディア安全講習会（国富小学校）	スマホ・ネット・ゲーム 心とからだは大丈夫？	【学】
メディア安全講習会（青島小学校）	ゲームだいすき！スマホ楽しい！ 心と体を大切にするためのルール	【学】
メディア安全講習会（瓜生野小学校）	デジタル社会～必要な力はありますか？～	【学】
生目っ子健康会（生目小学校）	デジタル社会～必要な力が身についていますか～	【学】
延岡学園尚学館HPVワクチン説明会	HPVワクチンが重要である理由	【学】
第1回宮崎県幼稚園・保育所・認定こども園等新規採用者研修	施設における感染症対策	【施】
介護職員による医療的ケア研修	もう一度確認しよう！新型コロナウイルス感染症対策	【施】
小林保健所感染症対策研修会	施設での観戦用対策～平常時からの備えと発生時の対応～	【施】
障がい児・者入所施設新型コロナウイルス感染症対策研修	新型コロナウイルス感染症への対策等について	【施】
新型コロナウイルス感染症に係る高齢者施設等への応援職員派遣に伴う感染症対策研修会	高齢者施設等への応援職員を対象とした感染症対策及び防護服着脱に関する研修	【施】
児童理解と対応のための研修会	児童精神看護	【施】
出張！ひむかアカデミア（放課後等デイサービス寺子屋MOMO）	男性の性教育	【施】
出張！ひむかアカデミア（キッズサポートルームHUG上ノ馬場）	・児童のこころの健康 ・問題行動をとる児童への支援の在り方とストレスの対処方法	【施】
出張！ひむかアカデミア（東諸県ケアマネジャー連絡会）	ケアマネジメントの基本的考え方	【施】
出張！ひむかアカデミア（高原町役場）	福祉施設における感染対策研修	【施】
出張！ひむかアカデミア（国富町地域包括支援センター）	ストレス緩和・ストレスへの対処法	【施】
出張！ひむかアカデミア（宮崎市総合発達支援センターおおぞら）	感染症予防について	【施】
宮崎実業倶楽部	日向神話について	【他】
宮日女性懇話会	記紀万葉について	【他】
宮崎県警察本部	性ホルモンがもたらす不調～お互いを理解するために～	【他】
宮崎県初級障がい者スポーツ指導員養成講習会	障がい者スポーツの意義と理念、スポーツインテグリティ	【他】
宮崎市健幸運動教室団体向け説明会	いきいき健幸ウォーキングー健康寿命の延伸に向けてー	【他】
東諸県ケアマネジャー連絡会研修	ケアマネジメントの基本的考え方	【他】
令和4年度認知症ケアに携わる多職種協働のための研修	認知症の人の暮らしを考える	【他】
地域生活支援センターⅢ型かふえらて	メンタルヘルスセルフマネジメント	【他】
子育て支援専門員研修	小児の発達と病気	【一】【看】
2022年夏【『看護覚え書』に学ぶ生活科学】オンライン座談会	月経困難症に対して生活改善は効果をもたらすのか？	【一】【看】
門川町家庭教育支援講演会	あなたそして私を大切にする“いのちの教育（性教育）”をめざして	【一】【学】
チャイルドラインみやざきボランティア養成講座	思春期の子どもを理解するために	【一】【施】
子どもとメディアみやざき第4回勉強会	子どもの発達とおもちゃ	【一】【他】
UMK職員健康セミナー	子宮頸がんのみやざき	【一】【他】
古賀総合病院職員Web講演会	HPVワクチンが重要である理由	【看】【他】
宮崎市・東諸県郡自民党ブロック女性局研修会	HPVワクチンが重要である理由	【看】【他】
宮崎県産婦人科病院従事者研修会 第26回ひむかセミナー	産婦人科のみやざき県	【看】【他】
出張！ひむかアカデミア（放課後等デイサービス寺子屋MOMO）	輝く人になりましょう～思春期のこころとからだ、そしていのち～	【施】【学】
宮崎市介護支援専門員連絡協議会定例会・研修	新型コロナウイルス等感染症予防～クラスターを防ぐために事業所や地域でできる事～	【施】【他】
宮崎県里親研修会	思春期の子どもと向き合うために～思春期の身体とこころ～	【施】【他】
宮崎県ファミリーサポートセンター・アドバイザー研修事業講話	思春期の子どもと向き合うために～思春期の身体とこころ～	【施】【他】
リレーフォアライフジャパン 2022宮崎	HPVワクチンが重要である理由	【一】【看】【学】【他】
第一回ひむか性教育シンポジウム	宮崎県における問題点とこれから	【一】【看】【学】【他】
第21回健康づくりセミナー（健康づくり協会）	子宮頸がんと宮崎県	【一】【看】【学】【他】

対象区分：【一】一般 【看】看護職者 【学】小中学校関係 【施】児童、高齢者等の施設職員 【他】その他

2. 学会、研修会等における講師以外の活動

学会での座長、研修会での司会や進行役、事例検討会でのファシリテータや助言者、その他、運営スタッフなどとして活動した。総従事時間は約343時間、対象となる研修会や講座等の受講者総数は約10,870人(マスメディアを介するものを除く)であった。

学会、研修会等の名称	対象
日本看護技術学会 卒業研究交流セッション	【座】
宮崎県立看護大学看護研究学会	【座】
古事記学会	【座】
宮崎市郡産婦人科医会学術講演会	【座】
日本産婦人科学会	【座】
宮崎県看護協会学術集会	【司】
研究会飛鳥	【司】
宮崎県立こども療育センター 事例検討会	【助】
県立日南病院 事例検討会	【助】
国富町立本庄中学校 思春期ピアカウンセリング	【助】
えびの市立真幸中学校 思春期ピアカウンセリング	【助】
えびの市立加久藤中学校 思春期ピアカウンセリング	【助】
都城市立姫城中学校 思春期ピアカウンセリング	【助】
日向市立岩脇中学校 思春期ピアカウンセリング	【助】
現任教育(新任保健師研修)	【助】
訪問看護ステーションーっ葉 事例検討会	【助】
宮崎県市町村管理者能力育成研修	【助】
令和4年度遺伝看護・遺伝カウンセリング講演会	【運】
かんごとあーと	【運】
子どもとメディアみやざき後援会	【運】
宮崎県助産師会強化事業研修会	【運】
健やか妊娠サポート事業第1回研修会	【運】
健やか妊娠サポート事業第2回研修会	【運】
健やか妊娠サポート事業第3回研修会	【運】
西都児湯医療センター 事例検討会	【運】
第5回日本助産診断実践学会学術集会	【座】【運】
公開講座「事例検討会で変わる施設の看護力～ナイチンゲール看護論を軸にして～」	【司】【運】
公開講座「からだもこころも生き生き健康生活」	【司】【運】
宮崎県段階別保健師研修(新任・中堅・キャリアアップ)	【助】【ファ】
第13回日本健康運動看護学会学術集会	【座】【司】【運】【他】
第15回宮崎県立看護大学看護学研究会学術集会	【司】【ファ】【運】【他】

対象区分:【座】座長【司】司会進行【助】助言者【ファ】ファシリテータ【運】運営スタッフ【他】その他

3. グループ組織や団体等の支援

グループ組織、団体の名称(個人への支援は、「個人」と記載)	内容
グットトイみやざき(運営委員支援)	おもちゃを通じた子育て支援グループの支援
高原町	市町村レセプトデータ等分析・活用支援事業 出張相談
地域貢献等研究推進事業「認知症ヘルスケアプログラムの開発」 輝く綾町を目指せ	講演などの研修会3回、生活改善実践(運動)研修7回(1回は研修と重ねて開催)、 フォローアップ1回
地域貢献等研究推進事業「認知症ヘルスケアプログラムの開発」 宮崎(本郷地区)	講演などの研修会3回
地域貢献等研究推進事業「認知症ヘルスケアプログラムの開発」 宮崎(赤江、清武、木花地区)	講演などの研修会3回
「みやざきの食と農を考える県民会議」よりの委託事業	大学生を対象とした食育・地産地消活動を行った。12月に「野菜ブーケセミナー」の開催、 3月に在校生が卒業生に料理(筑前煮)を作ってプレゼントする企画を支援した。
訪問看護ステーションーっ葉 事例検討会	事例検討会に参加。コメント等
だんでいらいおんの会	運営方針、今後の講演会についての相談・計画
リレーフォアライブジャパン宮崎	運営方針、今後の講演会についての相談・計画
日本健康倶楽部	子宮頸がんに関するホームページ作成の協力、執筆
小林市議会議員 吉藤洋子様	HPVワクチンの接種についてのレクチャー
宮崎市議会議員 時任さおり様	HPVワクチンの接種についてのレクチャー
子宮頸がん啓発 ひめやしの会	今後の活動についての相談
宮崎県看護協会 新人看護職員の理解に向けて	看護基礎教育の現場と看護現場の連携
地域の小中高校生	英語活動(対面・オンライン)時間:約200時間(6-11名/回)

4. 研究支援

1) 自治体・企業等との共同研究(共同研究・委託研究)

共同した自治体・企業名	研究テーマ
宮崎県	宮崎県の神楽
宮崎県福祉保健部国民健康保険課	市町村国保レセプトデータ等分析・活用支援事業
宮崎県健康づくり協会	HPV自己検診の有用性の検討
奈良県	万葉文化研究
都城氏	都城島津家文書
延岡市	延岡の古代史
高鍋町	高鍋町の神楽
株式会社アステム	子宮頸癌検診率向上への取り組み

2) 研究指導

グループ組織、団体の名称（個人への支援は、「個人」と記載）
宮崎県福祉保健部健康増進課
宮崎県福祉保健部福祉保険課
県立宮崎病院自治会教育部
宮崎県健康づくり協会
日本精神科看護協会 宮崎県支部研究サポート
全国健康保険協会宮崎支部
宮崎市自立支援協議会地域移行支援部会
医療法人真愛会高宮病院
藤元総合病院
個人（2名）

5. 新型コロナウイルス感染症に関する支援

支援場所	実人員	延日数	支援内容
高齢者福祉施設等	2	10	クラスター支援

6. 進路相談会・進学説明会および模擬講義

	件数	従事者延数(人)	時間数(時間)	生徒数(人)	その他(人)
進路説明会・相談会	18	55	51時間10分	185	262
模擬講義	11	14	109時間30分	401	149

7. 非常勤講師等

学校名	
宮崎大学	宮崎保健福祉専門学校
宮崎公立大学	パナソニック健康組合立松下看護専門学校
放送大学	ハートランドしぎさん看護専門学校
藤元メディカルシステム付属医療専門学校	函館市医師会看護・リハビリテーション学院
日南看護専門学校	鵬翔高等学校
フィオーレKOGA看護専門学校	奈良県立万葉文化館研究協力員
宮崎県産婦人科医会（インストラクター）	

8. 各種委員・役員

【県の委員会・審議会等委員・役員】

役職名(理事・委員など)	会の名称
委員長	宮崎県文化遺産活性化委員会委員長
	みやぎの文化を考える懇談会
副委員長	宮崎県神楽保存・継承実行委員会
副議長	宮崎県社会教育委員会
委員	宮崎県健康づくり推進協議会委員
	みやぎの神楽魅力発信委員会
	宮崎県立日南病院倫理委員会委員
	高等教育コンソーシアム宮崎運営委員会
	宮崎県国民健康保険団体連合会保健事業支援・評価委員会
	宮崎東諸県地域職域連携推進協議会
	宮崎県開発審査会
	宮崎東諸県医療圏糖尿病発症予防・糖尿病性腎症重症化予防対策協議会
	特定行為に係る看護師の研修制度
	宮崎県中央保健所運営協議会
	宮崎県看護師等養成所指定等審査会
	新生児マスキューニング検査専門委員会
	県中央地区周産期保健医療体制づくり連絡会
	新生児聴覚検査・療育体制連携強化事業協議会
	宮崎県教育委員会「点検・評価」外部有識者会議
	宮崎県教育振興基本計画策定懇話会
	第81回国民体育大会宮崎県準備委員会競技運営専門委員会
第81回国民体育大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会全国障害者スポーツ専門委員会	
宮崎県競技力向上対策本部強化対策委員会	
宮崎県障害者自立支援協議会精神障害者部会	
審査委員	宮崎県精神医療審査会
評議員・認定制度検討委員会	健康運動看護学会
理事	宮崎県子宮がん部会

【市町村の委員会・審議会等委員・役員】

役職名(理事・委員など)	会の名称
副委員長	宮崎市国保運営協議会
委員	宮崎市高齢者福祉計画等推進協議会
	木城町診療所等開業促進及び継承支援事業審査会委員
	都城市所有・寄託史料活用調査委員会
	延岡市史編集委員会専門部会
	高鍋神楽記録作成委員会
	宮崎市要保護児童対策地域協議会
	西都市要保護児童対策地域協議会
	小林市要保護児童対策地域協議会
	木城町要保護児童対策地域協議会
	綾町要保護児童対策地域協議会
	高鍋町要保護児童対策地域協議会
	宮崎市子ども食堂ネットワーク応援業務連絡会
	宮崎市ALLY推進会議
	宮崎市社会福祉施設整備審査会及び宮崎市社会福祉法人設立審査会委員
都城市子ども未来応援協議会委員	

【その他委員・役員】

役職名(理事・委員など)	会の名称
委員長	宮崎県看護協会学会委員
	宮崎県医師会母体保護法審査委員会
	宮崎県段階別保健師研修運営委員会
会長	宮崎県産婦人科医会
副委員長	延岡西日本マラソン実行委員会
副会長	宮崎市郡産婦人科医会
	宮崎県指導者協議会

役職名(理事・委員など)	会の名称
理事長	九州陸上競技協会
	一般財団法人宮崎陸上競技協会
	宮崎県立看護大学看護学研究会
監事	宮崎県産婦人科手術学会
	宮崎地域インターネット協議会
	宮崎県助産師会
会計監事	宮崎家族性腫瘍研究会
幹事	九州・沖縄小児看護教育研究会
理事	公益財団法人宮崎文化振興協会理事
	古事記学会
	上代文学会
	宮崎県立看護大学看護学研究会
	宮崎県母性衛生学会
	宮日母子福祉事業団
	公益財団法人日本陸上競技連盟
	日本スプリント学会
	日本看護人間工学会
	公益財団法人宮崎県体育協会
委員	一般社団法人宮崎県助産師会教育委員会
	宮崎県看護協会看護研究会抄録選考委員
	宮崎県立日南病院倫理委員会
	風土記研究会
	全国大学国語国文学会
	宮崎県プライマリ・ケア研究会学術広報委員会
	宮崎県看護協会実習指導者講習会企画委員
	宮崎県看護協会宮崎県看護研究会査読委員
	宮崎県医師会地域医療委員会
	日本母性看護学会専任査読委員
	古賀総合病院 地域医療支援病院運営委員会外部委員
	宮崎善仁会病院倫理審査委員会
	医療法人真愛会高宮病院クオリティマネジメントシステムサービス委員会
	宮崎大学医学部附属病院治験審査委員会
評議員	宮日母子福祉事業団評議会
	全国健康保険協会宮崎支部評議会
	宮崎大学教育文化学部附属幼稚園評議会
	日本健康運動看護学会
	日本感染看護学会
	日本看護人間工学会
	日本看護技術学会
	日本生理学会 教育委員会
編集委員長	日本看護人間工学会
編集委員	日本子ども健康科学会
	日本看護人間工学会
	日本看護技術学会
	日本遺伝看護学会
支部紀要編集委員	大学英語教育学会九州・沖縄支部
運営委員	子どもとメディアみやざき
査読委員	日本看護技術学会 研究活動推進委員会
	日本看護研究学会
看護研究会抄録選考委員	公益社団法人宮崎県看護協会
学術交流委員	大学英語教育学会九州・沖縄支部
特別委員(看護研究会抄録選考委員)	公益社団法人宮崎県看護協会
抄録選考委員	日本看護学会学術集会
専門委員	大学改革支援・学位授与機構の大学機関別認証評価 選択評価事項A
支部役員	大学英語教育学会九州・沖縄支部

2. 宮崎県立看護大学看護研究・研修センター概要

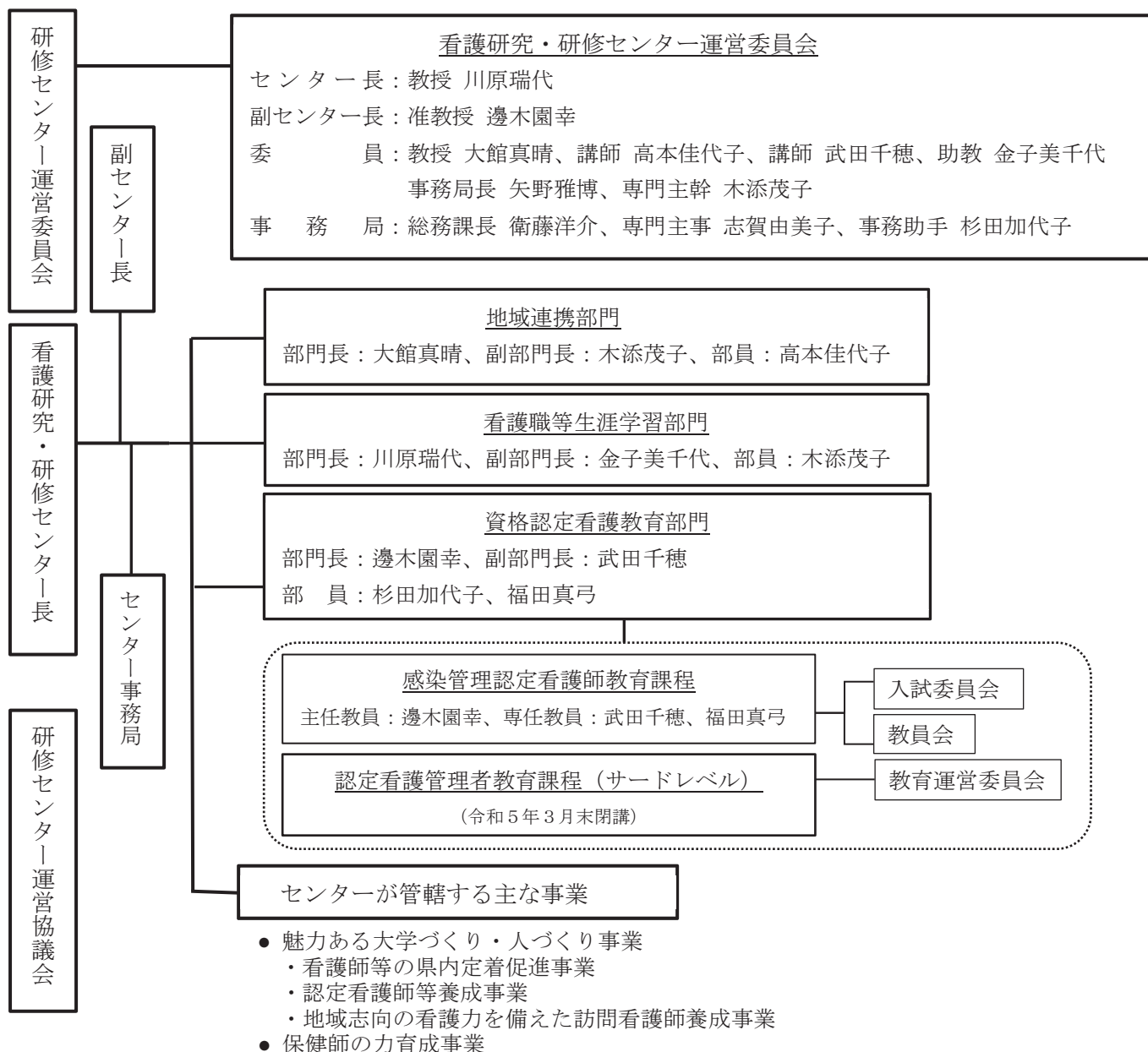
1. 目的

センターは、全学の協力のもとに、看護生涯学習に関して調査、研究及び教育を行うとともに、地域との交流の促進を図り地域社会の発展に寄与することを目的とする。

2. 業務内容

- 1) 看護職等生涯学習に関すること。
- 2) 地域連携に関すること。
- 3) 資格認定看護教育に関すること。
- 4) その他センターに関する重要事項に関すること。

3. 組織構成



3. 公立大学法人宮崎県立看護大学看護研究・研修センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎県立看護大学学則第3条の2第2項の規定に基づき、宮崎県立看護大学看護研究・研修センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、地域との連携事業や研究活動、看護職や県民の生涯学習支援等の地域貢献活動を通して、県民の保健・医療・福祉の向上に寄与することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域連携に関すること。
- (2) 看護職等生涯学習に関すること。
- (3) 資格認定看護教育に関すること。
- (4) その他センターに関すること。

(センター長及び副センター長)

第4条 センターにセンター長及び副センター長を置く。

- 2 センター長は、センターを統括する。
- 3 センター長の選考及び任期については、別に定める。
- 4 副センター長は、センター長を補佐し、職員の中から学長が指名する。
- 5 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 6 副センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部門の設置)

第5条 第3条の事務を実施するため、センターに地域連携部門、看護職等生涯学習部門及び資格認定看護教育部門を置く。

(部門長及び副部門長)

第6条 各部門に部門長及び副部門長を置く。

- 2 部門長は部門を統括し、副部門長は部門長を補佐する。
- 3 部門長及び副部門長は学長が指名し、任期は2年とする。
- 4 部門長及び副部門長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第7条 センターにセンター事務局を置き、職員を置く。

(職員)

第8条 センターに、第4条第1項、第6条第1項及び第7条に定める職員のほか、学長が必要と認める職員を置くことができる。

(センター運営委員会)

第9条 センターに、センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(センター運営協議会)

第10条 センターの運営にあたっては、センター運営協議会（以下「協議会」という。）に意見を求めるものとする。

2 協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は委員会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

4. 宮崎県立看護大学看護研究・研修センター運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮崎県立看護大学看護研究・研修センター規程（平成29年規程第9号）第9条第2項の規定に基づき、看護研究・研修センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、宮崎県立看護大学看護研究・研修センター（以下「センター」という。）がセンター規程第3条の所掌事務を実施するにあたり必要な事項を協議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) 部門長
 - (4) 副部門長
 - (5) 事務局長
 - (6) 本学の職員の中から学長が指名する者
- 2 前項第6号に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長はセンター長をもって充て、副委員長は副センター長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を行う。
- 5 委員長及び副委員長共に事故があるときは、委員長が指名する委員が委員長の職務を行う。

(定足数)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第6条 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、センター事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

5. 宮崎県立看護大学看護研究・研修センター運営協議会規程

(趣旨)

第1条 宮崎県立看護大学に看護研究・研修センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(目的)

第2条 協議会は、宮崎県立看護大学看護研究・研修センター（以下「センター」という。）の運営に関する事項について、検討及び意見交換を行い、必要に応じて助言を与えることにより、センターの円滑な運営に資することを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員10人以内で構成する。

- (1) 理事長
- (2) 学長
- (3) センター長
- (4) 副センター長
- (5) 事務局長
- (6) 学識経験を有する者
- (7) 関係機関（行政機関、職能団体等）の職員
- (8) その他理事長が必要と認めた者

2 前項第6号から第8号までの委員は、理事長が任命し、任期は2年とする。

3 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、理事長を持って充てる。

3 副会長は、センター長を持って充てる。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認める場合は、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(事務)

第6条 協議会の事務は、事務局において処理する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

6. 宮崎県立看護大学看護研究・研修センター認定看護師教育課程規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎県立看護大学看護研究・研修センター（以下「センター」という。）規程第3条第3号に規定する資格認定看護教育の一環として行う認定看護師教育課程（以下「本教育課程」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本教育課程は、特定の看護分野において、実践の基礎となる科学的思考と熟練した看護技術を用い、看護師としての倫理観に基づいた役割機能を発揮できる人材を育成することにより、看護の質の向上及び看護職者のキャリア支援に向けた教育を行うことを目的とする。

第2章 認定看護分野・教育期間・定員

(認定看護分野)

第3条 本教育課程に次の認定看護分野を置く。

(1) 感染管理

(教育期間)

第4条 本教育課程の教育期間は、8か月とする。

2 在学期間は、16か月を超えることはできない。

(定員)

第5条 研修生の定員は、次のとおりとする。

(1) 感染管理 15名

(教育期間の始期終期)

第6条 本教育課程の教育は、7月1日に始まり翌年2月末日に終わる。

2 始業及び終業時刻は、次のとおりとする。

(1) 始業時刻 9時00分

(2) 終業時刻 17時50分

3 教育上必要があり、かつやむを得ない事情があるときは、必要に応じて終業時刻以降に授業を行うことがある。

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 土、日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 冬期休業日（12月25日から翌年1月7日まで）

2 教育上必要があり、かつやむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず休業日を臨時に変更し授業・実習等を行うことがある。

第3章 教育課程

(教育課程)

第8条 本教育課程は、公益社団法人日本看護協会（以下「日本看護協会」という。）認定看護師制度委員会が定める認定看護師教育カリキュラムの基準に沿い、別表1のとおりとする。

(単位)

第9条 教科目の単位数は、次の基準により計算する。

- (1) 講義については15時間をもって1単位とする。
- (2) 演習については30時間をもって1単位とする。
- (3) 実習については45時間をもって1単位とする。

第4章 教職員組織及び委員会

(教職員組織)

第10条 本教育課程に次の教職員を置く。

- (1) 主任教員
- (2) 専任教員
- (3) 事務職員
- (4) 非常勤教員

(教員会)

第11条 本教育課程に教員会を置く。

2 教員会の運営は、教員会規程の定めるところによる。

(入試委員会)

第12条 本教育課程に入試委員会を置く。

2 入試委員会の運営は、入試委員会規程の定めるところによる。

第5章 修了要件及び認定看護師認定審査受験資格

(修了要件)

第13条 修了要件は次の各号の全てを満たす場合とする。

- (1) 当該分野の認定看護師教育基準カリキュラムに定めるすべての教科目において、各教科目の履修すべき時間数の5分の4以上を出席し、かつ教育機関の定める各教科目の試験に合格すること。
- (2) 当該分野の認定看護師教育基準カリキュラムに定める全教科目(共通科目・専門基礎科目・専門科目・学内演習・臨地実習)を含む修了試験において、80%以上の成績を修めている。

2 前項の要件を満たしている者につき、第11条に定める教員会において、修了認定について審議する。

3 本教育課程を修了した者には、学長が修了証書を授与する。

4 本教育課程を修了した者は、日本看護協会認定看護師認定審査の受験資格を取得することができる。

第6章 入学要件

(入学要件)

第14条 入学要件は、次の各号の全てを満たすこととする

- (1) 日本国の看護師免許を有すること。
- (2) 前号の免許取得後、通算5年以上実務研修をしていること。そのうち通算3年以上は特定

の看護分野の実務研修をしていること。特定の看護分野の実務研修の内容の基準については、日本看護協会が定める内容に準拠し、次のとおりとする。

1) 感染管理分野 別表2

(入学志願手続・許可)

第15条 本教育課程に入学を希望する者は、本教育課程の定める入学願書、その他必要書類に必要事項を記載し、第19条に定める入学検定料を添えて指定された期日までに出席しなければならない。

- 2 前項の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、入学予定者を決定する。
- 3 前項の規定による入学予定者で本教育課程への入学許可を受けようとする者は、指定された期日までに第19条第1項に規定する入学手続等手数料に誓約書及び所定の書類を添えて、入学手続を行わなければならない。
- 4 学長は、前項の入学手続きが完了した者につき、研修生として入学を許可する。

第7章 休学・復学・退学・除籍

(休学、復学)

第16条 病気その他やむを得ない事由により、就学継続が困難な場合において、休学を希望する場合は、その理由を記載した休学願を学長に提出し、許可を受けなければならない。

- 2 前項の事由が病気の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。
- 3 休学期間は、入学年度のみとし、休学期間の満了時又は休学期間中にその理由が消滅したときに復学するものとする。
- 4 休学者が復学する場合は、復学願を学長に提出し、許可を受けなければならない。

(退学)

第17条 やむを得ない事由により退学しようとするものは、退学願を学長に提出し、許可を受けなければならない。

(除籍)

第18条 次の各号の一に該当する者は、教員会の議を経て、学長がこれを除籍する。

- (1) 正当な理由がなく所定の期日までに第19条第1項に規定する入学検定料等を納付しない者
- (2) 休学期間満了後、10日以内に何らの手続きをしない者
- (3) 何らの手続きをしないで1か月以上欠席した者
- (4) 死亡が確認された者
- (5) 休学期間を越えてなお修学が困難な者

第8章 学費

(入学検定料等)

第19条 入学検定料、入学手続等手数料及び授業料については、公立大学法人宮崎県立看護大学授業料その他料金に関する規則（平成29年規則第6号）及び公立大学法人宮崎県立看護大学授業料等の徴収に関する規則（平成29年規則第7号）に定めるところによる。

- 2 入学検定料等は、理事長が定める日までに納付しなければならない。
- 3 傷害保険加入費用、実習に関する健康診査費等は別途個人負担とする。

第9章 規則の変更

第20条 この規則の変更は、教員会における議決を経なければならない。

第10章 補則

第21条 この規則を施行するために必要な事項は、細則に定める。

附 則

この規則は、本学が認定看護師教育機関として認定された日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和2年10月22日から施行する。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 (第8条関係)

特定分野：感染管理			
教科目		必修・選択の別	時間数(単位数)
共通 科目	医療安全学：医療倫理	必修	15(1)
	医療安全学：医療安全管理	必修	15(1)
	医療安全学：看護管理	必修	15(1)
	チーム医療論(特定行為実践)	必修	15(1)
	相談(特定行為実践)	必修	15(1)
	臨床薬理学：薬理作用 指導	必修	15(1)
	専門 基礎 科目	感染管理学	必修
疫学と統計学		必修	30(2)
微生物学		必修	15(1)
感染症学概論		必修	15(1)
感染症学各論		必修	30(2)
医療管理学		必修	15(1)
専門 科目	医療関連感染サーベイランス概論	必修	15(1)
	医療関連感染サーベイランス各論	必修	30(2)
	感染防止技術	必修	30(2)
	職業感染管理	必修	15(1)
	感染管理指導と相談	必修	15(1)
	洗浄・消毒・滅菌とファシリティ・ マネジメント	必修	15(1)
	学内 演習	学内演習	必修
臨地 実習		必修	180(4)
総時 間数	共通科目	105時間	
	専門基礎科目	120時間	
	専門科目	120時間	
	学内演習	90時間	
	臨地実習	180時間	
	総時間数	615時間	

別表2（第14条関係）

<p>感染管理実務研修内容基準</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 通算 3 年以上、感染管理に関わる活動実績（感染対策委員会、ICT、リンクナース会等）を有すること。 2) 感染予防・管理等において自身が実施したケア等の改善実績を 1 事例以上有すること。 3) 医療関連感染サーベイランス実施における一連の流れを理解していることが望ましい。 4) 現在、医療施設等において、専任または兼任として感染管理に関わる活動に携わっていることが望ましい。
---------------------	--

7. 宮崎県立看護大学看護研究・研修センター認定看護師教育課程細則

(趣旨)

第1条 宮崎県立看護大学看護研究・研修センター認定看護師教育課程規則(以下「規則」という)第21条の規定に基づき、この細則を定める。

(入学志願手続)

第2条 規則第15条第1項による出願に必要な書類は、次の各号に定める書類とする。

- (1) 入学願書(様式1)
- (2) 履歴書(様式2-1)
職歴・感染管理分野歴(様式2-2)
感染管理分野における実務経験施設概要(様式2-3)
ケア改善実績実例要約(様式2-4)
学会及び研究会、発表会等の業績について(感染管理に関するもの)(様式2-5)
- (3) 勤務証明書(様式3)
- (4) 推薦書(様式4)
- (5) 志望理由書(様式5)
- (6) 緊急連絡先(様式6)
- (7) 連絡用宛名(様式7)
- (8) 写真2枚(上半身・無帽正面向き、3か月以内撮影のもの 縦4cm×横3cm)
- (9) 看護師免許証の写し

(教科目の出席時間数)

第3条 本教育課程の研修生は、教科目の履修すべき時間数の5分の4以上を出席しなければならない。

2 やむを得ない事由により、出席時間数が5分の4未満の者に対して、教科目ごとに補習あるいは補習(実習)を行うことがある。それ以外は、再履修とする。

(欠席時間・遅刻・早退)

第4条 欠席時間(遅刻・早退を含む)の取り扱いは、1時間(45分)単位とする。

2 2時間(90分)の講義では、15分を超えて45分以下の遅刻(早退)は、1時間欠席、45分を超える場合は2時間の欠席とみなす。

(講義・演習の評価)

第5条 本教育課程は、規則第8条に定める教科目を履修し、試験又はレポートの審査に合格した者に対し、所定の単位を授与する。

- 2 試験を受験するには、各教科目について履修すべき時間数の5分の4以上の出席を必要とする。
- 3 教科目の成績評価は、「A」:80点以上、「B」:70~79点、「C」:60~69点、「D」:59点以下、「放棄」をもって表し、A、B及びCを合格とする。
- 4 やむを得ない事由により試験を受けることができなかった者に対し、追試験を行うことがある。
- 5 試験に不合格であった者に対し、再試験を行うことがある。

- 6 追試験の成績は、60点以上を合格とし、最高点を80点とする。
- 7 再試験の成績は、60点以上を合格とし、評価は、C又はDとする。
- 8 教科目の最終評価が不合格となった場合には、次年度に再履修をするものとする。

(臨地実習)

第6条 臨地実習開始までに履修すべき全ての教科目を修得した者又は修得が見込まれる者は臨地実習を受けることができる。

- 2 教科目修得不足又はやむを得ない事由により、あらかじめ決められた期間に実習を受けられなかった者は、次年度臨地実習を受けるものとする。
- 3 臨地実習の評点は100点満点とし、成績は実習指導者及び教員による評価を総合して判定する。
- 4 臨地実習の成績評価は、「A」：80点以上、「B」：70～79点、「C」：60～69点、「D」59点以下、「放棄」をもって表し、A、B及びCを合格とする。
- 5 当該年度の補習（実習）については、教員会の審議により実施の可否を決定する。
- 6 臨地実習の最終評価が不合格となった場合には、次年度に再履修をするものとする。

(修了試験)

第7条 本教育課程の修了にあたり、認定看護師として必要な要件を満たしているかを判定するため、修了試験を行う。

- 2 修了試験は全教科目の履修が終了後、修了判定までの期間に行う。
- 3 修了試験の範囲は、共通科目、専門基礎科目、専門科目の全領域を含むものとする。
- 4 修了試験の配点は、教科目ごとに定め、その合計点を満点とする。
- 5 修了試験において80%以上の得点を収めた者を合格とする。
- 6 やむを得ない事由により、修了試験を受けることができなかった者に、追試験を行うことがある。
- 7 修了試験不合格者に対し、修了再試験を行うことがある。
- 8 修了再試験が不合格となった場合には、次年度に修了試験を受験するものとする。

(追試験・再試験・修了追試験・修了再試験の手続き)

第8条 追試験、再試験、修了追試験又は修了再試験を受けようとする者は、次の各号に定める手続きをとるとともに指定された期日までに別表の区分に該当する料金を納入しなければならない。

- (1) 試験・修了試験欠席届（様式8）を提出し、その理由がやむを得ない事由と認められた者は、追試験・修了追試験願（様式9）を提出する。
- (2) 担当教員が再試験を求めた者は、再試験・修了再試験願（様式10）を提出する。

(補習（講義・演習）)

第9条 第3条第2項により、教科目の補習を受ける者は、補習講義・演習願（様式11）を提出するとともに指定された期日までに別表の区分に該当する料金を納入する。

(補習（実習）)

第10条 やむを得ない事由により、出席時間数が5分の4未満の者に対し、補習（実習）を行うことがある。

- 2 補習（実習）を受けようとする者は、補習実習届（様式12）を提出するとともに指定された期日までに別表の区分に該当する料金を納入する。
- 3 補習（実習）に関する事項は別に定める。

（再履修）

第11条 教科目の再履修を受けようとする者は、再履修願（様式13）を提出するとともに、指定された期日までに別表の区分に該当する料金を納入する。

- 2 最終的な修了試験不合格者及び課程修了生で、特定の教科目を履修することを希望した場合、本課程の教育に支障がない限り、聴講生として受講を許可する。

（休学・復学）

第12条 規則第16条による休学及び復学の届出は、次の書類を提出して行うものとする。

- （1） 休学願（様式14）
- （2） 復学願（様式15）

（退学）

第13条 規則第17条による退学の届出は、退学願（様式16）を提出して行うものとする。

（教員の資格要件）

第14条 規則第10条による本教育課程の教員は、次の要件を満たす者とする。

- （1） 主任教員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - ア 看護系大学の大学院修士課程を修了し、その看護分野において高度な看護実践能力を有する者
 - イ 専門看護師または認定看護師の資格を有し、上記と同等以上の能力を有する者
 - ウ 上記ア、イと同等以上の能力を有する者
- （2） 専任教員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - ア 専門看護師または認定看護師の資格を有し、その看護分野において教育上の能力があると認められた者
 - イ 上記と同等以上の能力があると認められる者

（細則の変更）

第15条 この細則の変更は、教員会の議決を経なければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この附則は、本学が認定看護師教育機関として認定された日から施行する。

（経過措置）

- 2 第6条第6項及び第7条第8項の規定は、令和5年度に入学した研修生には適用しない。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年7月1日から施行する。

別表（第8条、第9条、第10条、第11条関係）

項目	金額
追試験又は再試験（1人1科目）	5,000円
修了試験の追試験又は再試験（1人）	30,000円
補習（講義・演習）（1科目）	25,000円
補習（実習）（1日）	2,500円
補習（実習）手数料（1人）	3,000円
再履修（1単位）	25,000円

8. 地域貢献等研究推進事業実施要領

第1 目的

この要領は、県立看護大学地域貢献等研究推進事業において、看護大学教員が企画し提案して行う事業の実施に係る手続き等について定める。

第2 事業の種類

(1) 県民連携事業

民間のNPO法人や団体、教育機関等と連携して調査・研究、看護実践、保健活動等を行う事業

(2) 地域看護職等連携事業

地域の医療機関や保健師等と共同で研究、看護実践、保健活動等を行う事業

(3) 官学連携事業

県が設定した行政課題に係るテーマについて、調査・研究を行う事業

第3 申請資格

県立看護大学教員とする。

単独で又は複数の教員が共同で申請することができる。(研究において、他の機関の者が共同研究者となることは構わないが、事業については教員が申請者となる。)

第4 対象となる事業の規準

(1) 共通基準(官学連携事業を除く。)

① 県立看護大学教員のみではなく、民間のNPO法人、保健、医療、福祉に関して活動している団体、教育機関、民間の医療機関、関係機関と連携して実施するものであること。

② その事業や調査・研究が本県の保健、医療、福祉の向上に寄与すると認められるものであること。

③ 事業の趣旨が、宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」に位置づけられた福祉保健部における施策に関連するものであること。

(2) 県民連携事業に係る規準

事業を実施する地域について、宮崎市内のみで完結しないこと。

(認定にあたっては、県内でこれまで取り組みがなされていない地区において実施する事業が優先される。)

(3) 官学連携事業の基準

県から設定されたテーマの調査・研究であり、その成果について県の評価を受けること。

第5 申請期間

各事業に係る申請期間は、看護研究・研修センター長(以下「センター長」という。)が定める。

第6 申請に必要な書類

(1) 申請書(様式第1号)

(2) 事業実施計画書(様式第2号)

(3) 収支予算書()

第7 審査委員会の審査

センター長は、各教員から提出された事業実施計画書等を取りまとめ地域貢献等研究推進事業審査委員会に提出する。

審査委員会に係る事項は別途定める。

第8 事業の認定通知

センター長は、企画案及び審査委員会の審査結果を理事長に報告し、それに基づき理事長が次年度の対象事業を認定する。

第9 申請の取下げ

申請者は、認定通知を受けて30日以内又は人事異動等により次年度大学職員でなくなる場合に、申請を取り下げることができる。

このとき、理事長は、認定に当たり次点の事業があればこれを対象事業として追加認定することができる。

第10 予算枠の配分通知

理事長は、当該研究費に係る予算が議決された場合に、議決に基づき対象事業に係る予算枠を通知する。

また、理事長は、予算の状況により、対象事業の認定を取り消すことができる。

申請者は、配分された予算枠に不服がある場合には、理事長に対し事業の認定取消を求めることができる。（この場合再認定は行わない。）

第11 事業の遂行

予算枠を配分された事業の申請者は、認定された事業計画等に基づき、誠実に事業を遂行するとともに、予算の執行にあたっては法令等を遵守し、公金の適切な処理に努めるものとする。

第12 報告及び調査

理事長は、当該予算の執行に関し、必要に応じて報告を徴し、もしくは関係書類の提出を求め、又は実地に調査を行うことができる。

第13 実績報告

事業を実施した者は、実施した年度が終了するごとに、次の様式により実績報告を行う。

- (1) 実績報告書（様式第3号）
- (2) 事業実施報告書（様式第4号）
- (3) 収支決算書（ 〃 ）
- (4) 成果物等

第14 審査委員会への報告

センター長は、提出された実績報告をとりまとめ、審査委員会に報告し意見を求める。

審査委員会は、実績報告の内容を審査し、必要があれば理事長に意見をを行う。また、事業実績として不十分と認められる場合又は不適正な会計処理が行われていた場合には、当該事業を実施した教員について事業の認定取消及び当該事業を申請した教員の申請資格の停止の意見を理事長に提出する。

理事長は、審査委員会の意見を踏まえ、1～2年の間、申請資格を停止する。

（不適正な会計処理については、別途適切な対応を行う。）

第15 その他

その他事業の実施について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年8月1日から施行する。

宮崎県立看護大学看護研究・研修センター事業年報「研究報告」投稿規程

1 本年報における「研究報告」の目的

「研究報告」は、定期的に発行される宮崎県立看護大学看護研究・研修センター事業年報に集録され、研究成果が認められる地域貢献事業の発表の場である。

2 投稿資格

著者は、原則として、本センター事業に関わったものとする。

3 投稿原稿の採否および掲載順序

投稿原稿の採否は、編集委員が査読を行い決定するものとする。ただし、原稿の内容や投稿数によっては、編集委員以外に査読を依頼する場合もある。採用された投稿原稿は原則として受理した順に掲載するが、編集の都合上順序を変更することもある。

4 研究上の倫理規程の遵守

人を対象とした研究については、「ヘルシンキ宣言」および日本看護協会「看護研究における倫理指針」、文部科学省・厚生労働省「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」、など研究倫理に関する指針を遵守すること。倫理的配慮については、論文中に項目を立てて記載すること。

投稿前に、倫理審査が必要か否かを確認する。倫理審査が必要な場合は、必ず、研究倫理審査委員会において承認を得る（迅速審査含む）。過去の取組にさかのぼってあらためて同意を得ることが実質的に不可能な場合は、事前に研究倫理審査委員会に相談し、適切な対応をとる。

5 投稿原稿の内容および書式

1) 原稿の内容

投稿原稿の内容は本センターの地域貢献事業に関する研究・報告であること。

2) 原稿の書式

(1) Microsoft word で作成し、書式のレイアウトは下記のとおりとする。

① 余白：上・下 30 mm 左・右 30 mm

② 文字方向： 1 段組 横書き

③ 行数：38 行 文字数：40 字

④ フォント：10.5P とし、和文は MS 明朝、英文は Times New Roman を使用する

⑤ ページ数：原稿の制限頁数は本文、図表、文献を含めては本誌 10 頁以内を原則とする。

⑥ 英数字：本文中に使用する英数字は全て半角を使用する

(2) ページの上部に表題 (12P)、キーワード (5 項目以内、10.5P)、著者氏名・所属 (10.5P) を記載し、1 行あけて本文を書き始める。

(3) 本文中の項目立ては、著者に一任する。

- (4) 図、表、写真等は白黒印刷で判別できる明瞭なものとし、該当する位置に挿入して作成する。論文に他の人の図表を転記する場合は、著作権の所有者より転載許可を得て、そのコピーを提出するとともに、図表の下に出典を明示する。また、本人であると判断できるような写真を掲載する場合には、その許可を得たことを示す文書コピーを添付すること。
- (5) 別紙に英文題目と著者名（ローマ字）を付けるものとする。必ずあらかじめ **native speaker** により校閲を受けておくこと。

英文題目の書式

Results and significance of a nursing skills workshop in the return to practice program: a course evaluation analysis.

- (6) 最終受理原稿は、電子媒体に保存し、原稿とともに提出する。

(7) 表記の様式

- ① 項目番号は、I, II, III, …; 1, 2, 3, …; (1), (2), (3), …; a, b, c, …の順に使用する。
- ② 外国語の単語（人名、学名、薬物名、商品等）は原語で記載し、固有名詞の頭文字は大文字、他の単語の頭文字は文頭以外は小文字とする。数字は算用数字を用い、単位は国際単位系を用いること。
- ③ 文献
文献は下記の例にならって列記する。巻末文献が2段になる場合は、2段目以降を2文字分下げる。

巻末の文献の記載方法

- (1) 著書名(共著の場合は、第一著者)の姓によるアルファベット順に列記する。
- (2) 同一著者に「単独」と「共著」の文献があった場合には、「単独」文献を先にし、次に「共著」文献を並べる。
- (3) 同一著者においては、刊行年次に早い文献から順に並べる。
- (4) 同一著者で刊行年次が同じ文献は、発行年にアルファベットをつけて、これらの文献を区別する。なお、本文中の記載においても同様とする。

〈例〉 2012a, 2012b

- (5) 文献の掲載方法は下記に従う。

文献の著者が3人までは全員、4人以上の場合は3人までを記載し、4人目以降は省略して「, 他」または「, et al.」とする。雑誌名は、欧文雑誌で **Index Medicus** に示されている略称を、和文雑誌では各雑誌により決められている略称を用いる。

① 雑誌の場合

著者名(発行年): 論文表題, 雑誌名, 巻(号), 開始頁-終了頁.

〈例〉

- 1) 薄井坦子, 三瓶眞貴子, 山岸仁美, 他(2002): 宮崎県立看護大学における教育課程の構造とその評価, 宮崎県立看護大学研究紀要, 3(1), 1-9.
- 2) Matsushita, T., Matsushima, E., Maruyama, M. (2004): Early detection of postoperative delirium and confusion in a surgical ward using the NEECHAM confusion scale, *Gen Hosp Psychiatry*, 26(2), 158-63.

- 3) Davidhizar, R.E., Austin, J.K., MacBride, A.B. (1986): Attitudes of patients with schizophrenia toward taking medication, *Res Nurs Health*, 9(2), 139-146.
- 4) Cepeda, M.S., Boston, R., Farrar, J.T., et al. (2003): Comparison of logistic regression versus propensity score when the number of events is low and there are multiple confounders, *Am J Epidemiol*, 158 (3), 280-287.
- ② 単行本の場合
 著者名(発行年)：書名，版，開始頁-終了頁，出版社。
 〈例〉
- 1) 薄井坦子(1997)：科学的看護論，第3版，3-18，日本看護協会出版会。
 - 2) Henderson, V.A. (1991)：The nature of nursing: a definition and its implications for practice, research, and education: reflections after 25 years, 9-33, National league for nursing press.
- ③ 翻訳書の場合
 原著者名／訳者名（原書の発行年次／翻訳書の発行年次）：翻訳書の書名（版数），開始頁-終了頁，出版社。
 〈例〉
- 1) Walker, L.O., Avant, K.C.／中木高夫，川崎修一訳（2005／2008）：看護における理論構築の方法，7-79，医学書院。
- ④ 分担執筆の文献で著者と書籍に編者（監修者）が存在する場合
 著者名(発行年)：表題，編集者名(編)，書籍名，開始頁-終了頁，出版社。
 〈例〉
- 1) 研究花子(1998)：不眠の看護，日本太郎，看護花子(編)，臨床看護学 II, 123-146, 研究学会出版。
 - 2) Kenkyu, H. (1998): A nursing approach to disturbed sleep pattern, *Nihon, T., Kango, H.(Eds.), Clinical Nursing II*, 123-146, Kenkyu Press.
- ⑤ 電子文献の場合
- ・ DOI がない学術論文
 著者名(発行年)：論文名，誌名，巻(号)，最初頁-最終頁。Web サイト(URL) (年/月/日アクセス)
 - ・ DOI がある学術論文
 著者名(発行年)：論文名，誌名，巻(号)，最初頁-最終頁。doi: xxxx/xxxx
- ⑥ 公的な Web サイトに掲載されている刊行物の場合
 著者名(公開年)：表題。Web サイト(URL)(年/月/日アクセス)
 〈例〉
- 厚生労働省(2014)：平成 24 年度 特定健康診査・特定保健指導の実施状況。
http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshho/iryouseido01/dl/info03_h24_00.pdf
 (2015 年 3 月 3 日アクセス)
- ⑦ 新聞記事は以下のように記載する。
 著者名(発行年月日)：記事タイトル，新聞名，朝夕刊，該当ページ。
 〈例〉
- 山内慶太(2008 年7 月8 日)：小泉信三温かな素顔，日本経済新聞，朝刊，2.

本文中における引用文献の記載方法

(1) 本文中に著者の姓, 発行年次(西暦)を括弧表示する。直接引用の場合は, 引用部分を「」でくくり, その後に(p.)と引用ページを掲載する。

① 著者 1 名の場合

〈例〉 鈴木(2018)は小児科病棟における・・・を明らかにしている。

〈例〉 看護師は,・・・と関わっていたことを明らかにしている(鈴木, 2015)。

② 著者 2 名の場合(3 名の場合も同様の形式とする)

〈例〉 鈴木, 田中(2017)は, 小児外来における・・・を明らかにしている。

〈例〉 看護師は,・・・と関わっていたことを明らかにしている(鈴木, 田中, 2015)。

③ 著者が 4 名以上の場合

〈例〉 鈴木, 田中, 吉田, 他(2017)は, 小児外来における・・・を明らかにしている。

〈例〉 看護師は,・・・と関わっていたことを明らかにしている(鈴木, 田中, 吉田, 他, 2015)。

④ 同一著者の複数の文献の場合

〈例〉・・・と述べている(石川, 2014; 2016)。

⑤ 著者の異なる複数の文献を引用する場合

〈例〉・・・と言われている(渋谷, 2017; 谷川, 2018)。

⑥ 直接引用の場合

〈例〉 鈴木, 田中(2017)は, 「小児外来における」(p.30)と述べている。

6 原稿の締切

原稿の締切は 3 月末日とする。

7 年報発行日

年報の発行日は毎年 7 月とする。

8 原稿の送付先

〒880-0929 宮崎市まなび野 3 丁目 5 番地 1

宮崎県立看護大学看護研究・研修センター事務局

9 校正

原則として、著者校正は初校までとする。その際の大幅な加筆訂正はできない。

10 著作権

本年報に掲載された論文の著作権（著作財産権,copyright）は、宮崎県立看護大学看護研究・研修センター運営委員会（以下、本委員会）に属する。論文に他の人の図表を転記する場合は、著作権の所有者より転載許可を受け、そのコピーを提出すること。また、本年報に掲載された著作物等の転載利用にあたっては、本委員会から転載許可を受ける必要がある。申請者は、著作物利用許可申請書に必要事項を記入し、本委員会にメール等（要問い合わせ）で送付すること。

本年報は本学の附属図書館リポジトリにおいて公表するものとする。

附 則

この規程は、平成 24 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

宮崎県立看護大学看護研究・研修センター事業年報（第12号）

発行日 令和5（2023）年7月

編集 宮崎県立看護大学看護研究・研修センター年報編集委員会

発行 宮崎県立看護大学看護研究・研修センター

〒880-0929 宮崎市まなび野3丁目5番地1

Tel 0985-59-7833

Fax 0985-59-7878

E-mail center@mpu.ac.jp

印刷 北一株式会社

Miyazaki Prefectural Nursing University

Research and Training Center Annual Reports

Study Reports

1. Infection control measures at an elderly care facility in one prefecture:
A questionnaire survey A questionnaire survey from before the Covid-19 pandemic
Miyuki Hekizono, Erina Katsuno, Chiho Takeda, Hiroyuki Nakao
2. How nurses providing psychiatric home visit nursing care in Miyazaki prefecture cope with difficult situations
Shingo Kuzushima, Michiko Kawamura, Toshiyuki Umehara
3. Development of the health care programs for Dementia prevention
Michiko Tanaka, Eriko Hayashi, Yuko Kuroki, Masumi Yoshino, Mika Nakano, Hyuma Okamoto
4. Effects and Issues of Systematic Efforts for Infection Control in Elderly Facilities
Miyuki Hekizono, Chiho Takeda, Erina Katsuno, Hiroyuki Nakao
5. A Study of an Educational Program on Emerging Infectious Disease Control for Local Nurses in Charge of Infection Control (Report 1)
Chiho Takeda, Erina Katsuno, Miyuki Hekizono

Business Reports

Materials